

4 令和2年度当初予算

(1) 一般会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	R元年度 当初予算 A	R2年度 当初予算 B	R元年度 当初予算比 B/A	R元年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
公共事業費	88,055	107,397	122.0	4,823	112,220
補助公共事業費等	61,811	77,676	125.7	4,823	82,499
補助公共事業費	48,777	62,966	129.1	2,999	65,965
直轄事業負担金	13,034	14,710	112.9	1,824	16,534
単独公共事業費	26,244	29,721	113.3	0	29,721
単独建設事業費	12,420	12,823	103.2	0	12,823
維持修繕費	13,824	16,898	122.2	0	16,898
災害復旧事業費	44,468	25,886	58.2	0	25,886
その他事業費等	10,641	12,838	120.6	0	12,838
合 計	143,165	146,121	102.1	4,823	150,944

注1) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

注2) R元年度当初予算は、流域下水道事業分を除く

注3) R元年度当初予算は、H29年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分(2,073百万円)を含む

注4) R2年度当初予算は、H30年度からの繰越明許費のうち、未契約の振替分(9,547百万円)を含む

(2) 特別会計歳出予算総括表

(単位：百万円，%)

区 分	R元年度 当初予算 A	R2年度 当初予算 B	R元年度 当初予算比 B/A	R元年度2月 補正予算 (国補正対応分) C	合計 (当初+補正) D (B+C)
港湾特別整備事業費	13,194	12,106	91.8	0	12,106
県営住宅事業費	5,040	5,041	100.0	0	5,041
合 計	18,234	17,146	94.0	0	17,146

注) 端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

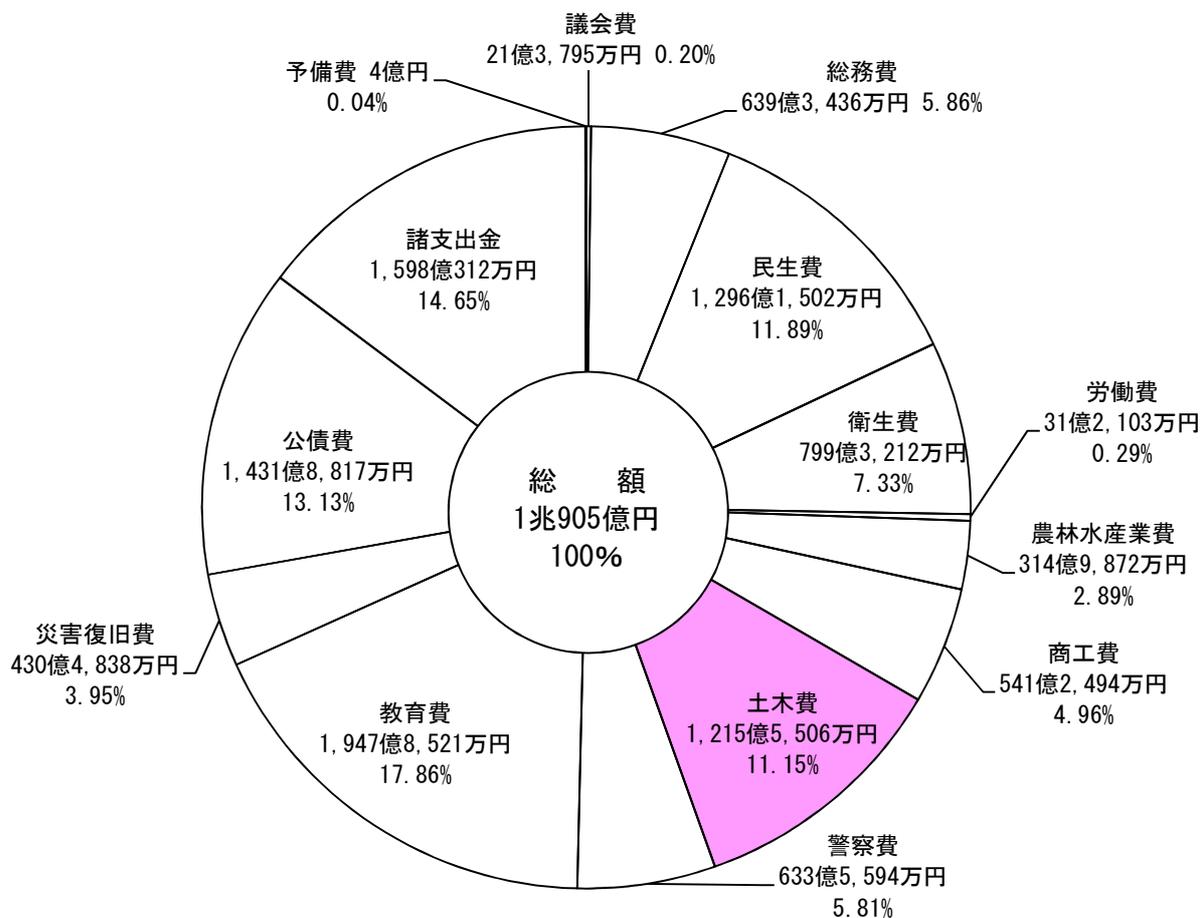
(3) 一般会計歳出予算事業別内訳表

(単位：千円, %)

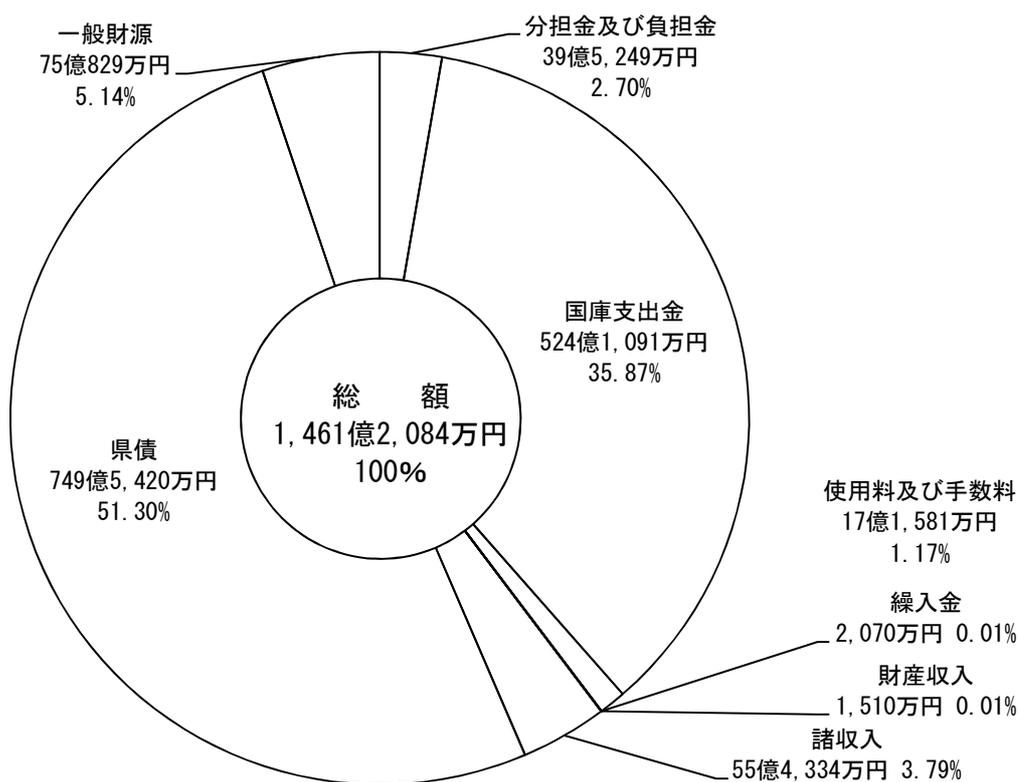
区 分	R 元年度 当初予算	R 2 年度 当初予算						比率
	A	B	補助公共 事業費	国直轄事業 負担金	単独建設 事業費	維持修繕費	その他 事業費等	B/A
道路事業費	41,655,206	48,203,977	20,883,500	7,269,667	6,930,350	9,583,594	3,536,866	115.7
河川事業費	14,269,832	21,248,878	10,579,813	2,586,800	2,077,600	4,736,960	1,267,705	148.9
砂防事業費	17,826,788	25,418,787	20,347,987	2,770,000	1,394,600	819,000	87,200	142.6
海岸事業費	1,785,000	1,774,000	1,352,000	322,000	0	100,000	0	99.4
港湾事業費	8,949,396	9,949,595	5,014,500	1,198,700	1,341,800	961,161	1,433,434	111.2
漁港事業費	1,501,473	1,500,667	1,241,174	0	163,745	84,164	11,584	99.9
空港事業費	1,092,239	1,316,889	58,001	562,984	60,908	10,180	624,816	120.6
街路等事業費	3,832,264	4,009,987	3,206,892	0	803,095	0	0	104.6
公園事業費	258,489	404,439	281,914	0	51,400	71,125	0	156.5
住宅事業費	22,284	33,945	0	0	0	0	33,945	152.3
災害復旧事業費	44,468,479	25,885,684	25,785,684	0	100,000	0	0	58.2
その他事業費	7,503,396	6,373,989	0	0	0	531,800	5,842,189	84.9
合 計	143,164,846	146,120,837	88,751,465	14,710,151	12,923,498	16,897,984	12,837,739	102.1

(4) 令和2年度土木建築局関係当初予算 (図表)

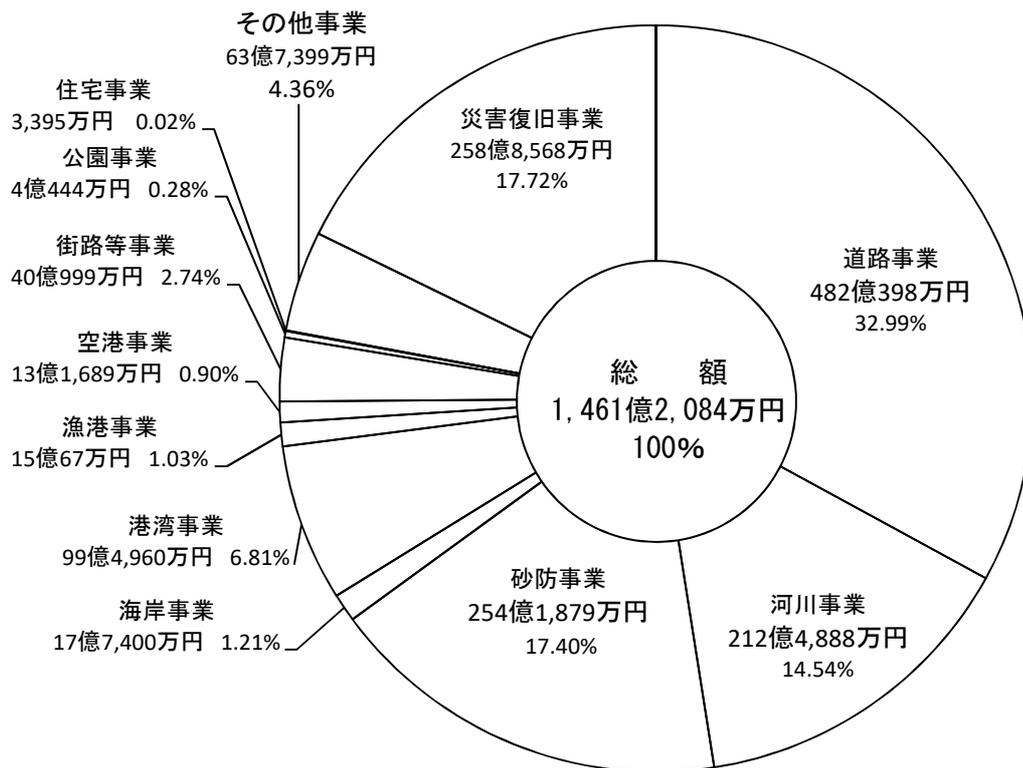
① 県予算 (一般会計)



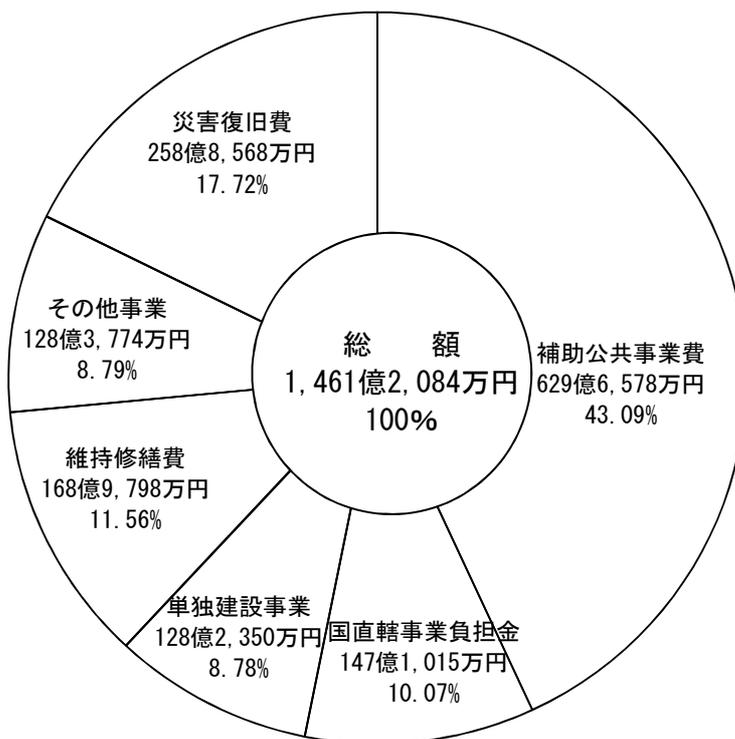
② 土木建築局関係予算 財源内訳 (一般会計)



③ 土木建築局関係予算 歳出内訳（一般会計）



④ 土木建築局関係予算 事業別内訳（一般会計）



(5) 令和2年度土木建築局関係当初予算

① 一般会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	令和元年度		令和2年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳							
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業	48,777,029	53,122,658	62,965,781	129.09%	118.53%	2,267,175		31,248,902					28,901,900	547,804
災害復旧 事業	44,368,479	32,212,322	25,785,684	58.12%	80.05%			16,721,029					9,030,200	34,455
単独事業	100,000	10,000	100,000	100.00%	1000.00%							100,000		
計	44,468,479	32,222,322	25,885,684	58.21%	80.33%			16,721,029				9,130,200	34,455	
国直轄事業負担金	13,034,137	15,197,730	14,710,151	112.86%	96.79%	315,096						14,394,800	255	
単独建設事業	12,420,228	12,601,228	12,823,498	103.25%	101.76%	477,002						10,427,600	1,918,896	
維持修繕事業	13,823,604	17,093,604	16,897,984	122.24%	98.86%	68,780	4,541				38,147	7,054,600	9,731,916	
その他事業	10,641,369	10,298,943	12,837,739	120.64%	124.65%	129,629	440,545	11,693		20,700	3,021,227	2,650,000	6,563,945	
一般財源歳入	—	—	—	—	—	694,804	1,270,720	4,429,286	15,100		2,483,967	2,395,100	△11,288,977	
合計	143,164,846	140,536,485	146,120,837	102.06%	103.97%	3,952,486	1,715,806	52,410,910	15,100	20,700	5,543,341	74,954,200	7,508,294	

※令和元年度当初予算額は、流域下水道事業分を除く。

② 特別会計予算財源内訳表

(単位:千円)

区分	令和元年度		令和2年度 当初予算額 (C)	比		較 (C)/(B)	(C)の財源内訳						
	当初予算額 (A)	最終予算額 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)		分担金 負担金	使用料 手数料	国庫 支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入
港湾特別整備事業費	13,193,971	13,256,240	12,105,574	91.75%	91.32%	224,033	2,579,630		697,072	1,676,534	1	39,504	6,888,800
流域下水道事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県営住宅事業費	5,039,675	4,826,536	5,040,609	100.02%	104.44%	40	3,141,620	661,759	2,474	349,335	20,007	2,374	863,000
合計	18,233,646	18,082,776	17,146,183	94.04%	94.82%	224,073	5,721,250	661,759	699,546	2,025,869	20,008	41,878	7,751,800

※流域下水道事業費は、令和元年度から企業会計へ移行

(6) 土木建築局関係予算の推移

① 総括表

(単位:千円)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度				令和2年度		[参考]			
	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当初比	令和元年度 2月補正 (国補正対応)	令和2年度合計 (当初+2月補正 (国補正対応))	令和元年度 当初比
補助公共事業	30,135,777	41,459,346	102.0%	68,790,240	165.9%	48,777,029	158.7%	53,122,658	77.2%	62,965,781	129.1%	2,999,000	65,964,781	135.2%
国直轄事業負担金	9,634,919	9,137,217	95.0%	15,003,637	164.2%	13,034,137	142.5%	15,197,730	101.3%	14,710,151	112.9%	1,824,000	16,534,151	126.9%
単独建設事業	10,354,465	11,971,276	106.8%	11,164,067	93.3%	12,420,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	—	12,823,498	103.2%
維持修繕費	12,790,372	13,880,922	104.3%	24,278,300	174.9%	13,823,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	—	16,897,984	122.2%
その他事業	12,060,162	12,267,175	98.6%	11,517,956	93.9%	13,569,174	114.1%	10,298,943	89.4%	12,837,739	94.6%	—	12,837,739	94.6%
災害復旧費	3,398,340	4,216,125	111.2%	46,824,490	1110.6%	44,468,479	1177.3%	32,222,322	68.8%	25,885,684	58.2%	—	25,885,684	58.2%
合計	78,374,035	92,932,061	102.0%	177,578,690	191.1%	146,092,651	182.7%	140,536,485	79.1%	146,120,837	100.0%	4,823,000	150,943,837	103.3%

(単位:千円)

② 補助公共事業等

区分	平成29年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度				〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	最終予算額	当初比	最終比	当初予算額	令和元年度 2月補正 (国補正対応)	令和2年度合計 (当初・2月補正 (国補正対応))	令和元年度 当初比
道路	11,800,000	17,237,223	12,413,000	14,510,535	84.2%	19,397,851	21,513,263	156.3%	148.3%	20,883,500	21,513,263	107.7%	148.3%	20,883,500	923,000	21,806,500	112.4%
河川	2,721,100	4,846,220	2,383,970	8,702,900	179.6%	6,973,425	8,356,925	292.5%	96.0%	10,579,813	8,356,925	151.7%	96.0%	10,579,813	1,449,000	12,028,813	172.5%
砂防	6,263,607	9,590,948	5,792,850	35,707,100	372.3%	11,365,988	11,449,817	196.2%	32.1%	20,347,987	11,449,817	179.0%	32.1%	20,347,987	189,000	20,536,987	180.7%
海岸	1,257,000	1,390,400	1,146,000	1,138,590	81.9%	1,363,000	1,251,550	118.9%	109.9%	1,352,000	1,251,550	99.2%	109.9%	1,352,000	105,000	1,457,000	106.9%
港湾	3,958,000	4,530,927	4,798,500	4,871,600	107.5%	4,995,500	5,264,500	104.1%	108.1%	5,014,500	5,264,500	100.4%	108.1%	5,014,500	333,000	5,347,500	107.0%
漁港	1,049,603	983,952	1,018,085	1,046,008	106.3%	1,242,050	1,326,314	122.0%	126.8%	1,241,174	1,326,314	99.9%	126.8%	1,241,174	—	—	—
空港	—	—	71,709	71,709	皆増	162,529	162,529	226.7%	226.7%	58,001	162,529	35.7%	226.7%	58,001	—	—	—
街路・都市計画	2,952,453	2,815,962	3,035,113	2,598,599	92.3%	3,140,722	3,565,878	103.5%	137.2%	3,206,892	3,565,878	102.1%	137.2%	3,206,892	—	—	—
公園	74,014	63,714	74,014	143,199	224.8%	135,964	231,882	183.7%	161.9%	281,914	231,882	207.3%	161.9%	281,914	—	—	—
補助公共	30,135,777	41,459,346	30,733,241	68,790,240	165.9%	48,777,029	53,122,658	158.7%	77.2%	62,965,781	53,122,658	129.1%	77.2%	62,965,781	2,999,000	65,964,781	135.2%
災害復旧費	3,298,340	4,206,125	3,677,290	45,674,490	1085.9%	44,368,479	32,212,322	1206.6%	70.5%	25,785,684	32,212,322	58.1%	70.5%	25,785,684	—	—	—
道路	4,844,919	4,554,083	4,848,833	6,113,105	134.2%	5,041,083	6,849,766	104.0%	112.1%	7,269,667	6,849,766	144.2%	112.1%	7,269,667	440,000	7,709,667	152.9%
河川	978,000	1,084,867	965,000	2,764,599	254.8%	2,710,117	2,989,700	280.8%	108.1%	2,586,800	2,989,700	95.4%	108.1%	2,586,800	950,000	3,536,800	130.5%
砂防	2,496,000	2,041,667	2,111,300	4,689,833	229.7%	3,795,000	3,458,169	179.7%	73.7%	2,770,000	3,458,169	73.0%	73.7%	2,770,000	314,000	3,084,000	81.3%
海岸	272,000	511,000	272,000	643,000	125.8%	322,000	595,000	118.4%	92.5%	322,000	595,000	100.0%	92.5%	322,000	120,000	442,000	137.3%
港湾	774,000	779,600	677,000	613,100	78.6%	798,000	941,353	117.9%	153.5%	1,198,700	941,353	150.2%	153.5%	1,198,700	—	—	—
空港	270,000	166,000	275,267	180,000	108.4%	367,937	363,742	133.7%	202.1%	562,984	363,742	153.0%	202.1%	562,984	—	—	—
国直轄事業負担金	9,634,919	9,137,217	9,149,400	15,003,637	164.2%	13,034,137	15,197,730	142.5%	101.3%	14,710,151	15,197,730	112.9%	101.3%	14,710,151	1,824,000	16,534,151	126.9%
合計	43,069,036	54,802,688	43,559,931	129,468,367	236.2%	106,179,645	100,532,710	243.8%	77.7%	103,461,616	100,532,710	97.4%	77.7%	103,461,616	4,823,000	108,284,616	102.0%

③ 単独建設事業・維持修繕費等

(単位:千円)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度				令和2年度		〔参考〕			
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初予算額	最終予算額	当初比	最終予算額	最終比	当初予算額	当年初比	令和元年度 2月補正 (国補正対応)	令和2年度合計 (当初2月補正 (国補正対応))	令和元年度 当年初比
道路	5,989,778	6,741,778	6,301,111	6,220,586	92.3%	6,799,949	107.9%	6,799,949	109.3%	6,930,350	101.9%	—	6,930,350	101.9%
河川	1,147,000	1,537,500	1,147,000	1,365,000	88.8%	1,333,600	116.3%	1,514,600	111.0%	2,077,600	155.8%	—	2,077,600	155.8%
砂防・急傾斜	905,000	1,311,000	942,000	1,242,000	94.7%	1,839,600	195.3%	1,839,600	148.1%	1,394,600	75.8%	—	1,394,600	75.8%
港湾	1,393,764	1,393,764	1,536,000	1,236,000	88.7%	1,341,800	87.4%	1,341,800	108.6%	1,341,800	100.0%	—	1,341,800	100.0%
漁港	167,667	167,667	158,545	158,545	94.6%	163,745	103.3%	163,745	103.3%	163,745	100.0%	—	163,745	100.0%
空港	18,400	18,400	235,205	235,205	1278.3%	198,592	84.4%	198,592	84.4%	60,908	30.7%	—	60,908	30.7%
街路・都市計画	689,856	750,667	690,704	658,731	87.8%	691,542	100.1%	691,542	105.0%	803,095	116.1%	—	803,095	116.1%
公園	43,000	50,500	48,000	48,000	95.0%	51,400	107.1%	51,400	107.1%	51,400	100.0%	—	51,400	100.0%
単独建設事業計	10,354,465	11,971,276	11,058,565	11,164,067	93.3%	12,420,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	—	12,823,498	103.2%
道路	7,893,000	8,335,000	8,303,000	13,749,000	165.0%	8,506,594	102.5%	8,506,594	61.9%	9,583,594	112.7%	—	9,583,594	112.7%
河川	2,328,000	2,665,550	2,428,000	4,818,000	180.8%	2,738,960	112.8%	5,287,960	109.8%	4,736,960	172.9%	—	4,736,960	172.9%
砂防・急傾斜 ・地すべり	819,000	903,000	819,000	2,339,000	259.0%	819,000	100.0%	919,000	39.3%	819,000	100.0%	—	819,000	100.0%
海岸	100,000	100,000	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%
港湾	961,161	1,188,161	961,161	2,445,761	205.8%	961,161	100.0%	1,395,861	57.1%	961,161	100.0%	—	961,161	100.0%
漁港	84,164	84,164	84,164	170,564	202.7%	84,164	100.0%	192,764	113.0%	84,164	100.0%	—	84,164	100.0%
空港	10,800	10,800	10,800	10,800	100.0%	10,800	100.0%	10,800	100.0%	71,125	658.0%	—	71,125	658.0%
公園	62,447	62,447	102,575	113,375	164.3%	71,125	69.3%	148,825	131.3%	10,180	14.3%	—	10,180	14.3%
総合	531,800	531,800	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	—	531,800	100.0%
維持修繕費計	12,790,372	13,880,922	13,340,500	24,278,300	174.9%	13,823,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	—	16,897,984	122.2%
合計	23,144,837	25,852,198	24,399,065	35,442,367	137.1%	26,243,832	107.6%	29,694,832	83.8%	29,721,482	113.3%	—	29,721,482	113.3%
災害復旧費	100,000	10,000	100,000	1,150,000	11500.0%	100,000	100.0%	10,000	0.9%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%

5 平成30年7月豪雨からの復旧・復興プラン

(1) 概要

戦後最大級の災害に立ち向かい、今後の復旧・復興における県としての姿勢・基本的な考え方、更には具体的な取組のロードマップを示すことで、県民の皆様の将来に向けた展望を早い段階で描いていただくため、発災2か月後（9月11日）に「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。

【基本方針】

- ・ 県民生活や経済活動の日常を取り戻す。
- ・ 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。
これらを実現するために、
- ・ ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。

このプランでは、『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』を目指す姿に位置付けるとともに、『将来に向けた強靱なインフラの創生』を柱の一つに掲げ、被災地の日も早い復旧・復興に全力で取り組むこととしている。

【取組】

- 被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより必要な強靱化を進める。
- 防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め、住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進める。
- 二次災害防止を図りつつ、被災された住民の皆様の日常の回復が図られるよう、全力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む。
- 再度災害防止の観点から、改良復旧に積極的に取り組むとともに、被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより、公共土木施設の強靱化を進める。

(2) 災害からの着実な復旧（将来に向けたインフラの創生）

【災害復旧事業（公共土木施設）】

- ◆ 公共土木施設の災害復旧事業については、5月末時点で全2,550箇所のうち、1,868箇所の工事に着手し、このうち985箇所の工事が完成している。
- ◆ 災害復旧事業については、発災から3か年にあたる今年度中の復旧完了を目標としてきた。しかし、公共土木施設については、全国的に頻発している災害による人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県外からの事業者や労働者の確保が困難となった状況が重なったことなどから、一部の地域において不調・不落や工事進捗の遅れが生じており、全体の約2割にあたる箇所の工事の完成が令和3年度にずれ込む見通しとなっている。
- ◆ 今後は、社会情勢を見極めながら、遠隔地からの労働者確保に重点的に取り組むことなどにより、人家に近接した箇所など県民生活に影響の大きい箇所については、来年の出水期までに完成させ、残る箇所については、出水期前の現場点検や土のう等の設置など万全の対策を講じつつ、令和3年度中の完成を目指して取り組む。

(3) 復旧から創造的復興へ（将来に向けた強靱なインフラの創生）

【公共土木施設の強靱化】

- ◆ 被災箇所を含めた一連の区間を道路拡幅することによって、再度災害防止のための改良を実施（道路）
- ◆ 被災箇所を含めた一連の区間を改良することによって、平成30年7月豪雨相当の流用について家屋浸水被害を解消する対策を実施（河川）

【砂防ダム等の建設による県土の強靱化】

- ◆ 砂防ダムなど土砂災害防止施設の整備により、災害に強いまちづくりを推進

【安全・安心に暮らせるまちづくりの推進】

- ◆ 地域と行政が連携して防災活動を促進するなど、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進

【ロードマップ】

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
道路	二次災害防止 道路啓開 災害復旧事業 (重要路線等)	災害関連事業 災害復旧事業 (その他路線)			
河川	二次災害防止 災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害関連事業等(～2022) 災害復旧事業 (人家に近接した箇所) (住民生活に影響が大きい箇所)		災害復旧事業 (その他箇所)	
砂防	二次災害防止 災害復旧事業 (甚大被害箇所等)	災害関連緊急事業 再度災害防止対策事業(～2023) 災害復旧事業 (人家に近接した箇所) (住民生活に影響が大きい箇所)			災害復旧事業 (その他箇所)
下水道	流域下水道 仮処理施設 災害復旧事業				
まちづくり	都市計画制度運用方針の改定	都市計画区域マスタープランの見直し		安全・安心に暮らせるまちづくりの推進	

(4) 優先順位の評価結果

プライオリティー	広域的な交流・連携基盤の強化	集客・交流機能の強化とブランド力向上	環境保全と循環型社会の構築	防災・減災対策の充実・強化	総合的な交通安全対策の推進	持続可能なまちづくり
☆☆☆ ☆☆	1 道路 - 広域 - A 2 港湾 - 広域 - A	3 港湾 - 集客 - A 4 道路 - 集客 - A		5 海岸 - 防災 - A 8 河川 - 防災 - A 9 港湾 - 防災 - A 10 道路 - 防災 - A 12 砂防 - 防災 - A 13 街路 - 防災 - A		6 道路 - 持続 - A 7 街路 - 持続 - A 11 港湾 - 持続 - A
☆☆☆☆	14 道路 - 広域 - B 15 港湾 - 広域 - B	18 道路 - 集客 - B	17 港湾 - 環境 - A		16 安全 - 交通 - A 19 港湾 - 交通 - A	
☆☆☆		20 港湾 - 集客 - B		21 海岸 - 防災 - B 22 港湾 - 防災 - B 23 道路 - 防災 - B 26 河川 - 防災 - B 27 砂防 - 防災 - B 29 街路 - 防災 - B		24 道路 - 持続 - B 25 街路 - 持続 - B
☆☆			28 港湾 - 環境 - B		31 安全 - 交通 - B 32 港湾 - 交通 - B	30 港湾 - 持続 - B
☆						

凡例 順位 事業区分 施策区分 優先度区分
1 道路 - 広域 - A

※1 「太枠囲み」は施策を越えて順位付けを行ったものであり、「細枠囲み」は「太枠囲み」を基準として、同一施策内で事業を越えて順位付けを行ったものである
 ※2 順位を示すために項目を並べたものであり、項目間の距離と優先度の差とは一致しない

7 社会資本の戦略的な維持管理の推進

(1) ねらい

社会資本は、その多くが高度経済成長期に整備されており、橋梁や岸壁等の施設は建設後 50 年以上を経過するものが 15 年後には約 7 割となるなど、高齢化した施設の割合が増大していることから、老朽化対策の強化が必要となっている。

このような状況の中、社会資本の適切な維持管理を行うことを目的に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき、橋梁などの主要な施設毎の「修繕方針」に沿った公共土木施設の機能保全のための計画的な修繕や長寿命化技術の活用によるコスト縮減など、戦略的な維持管理を引き続き推進する。

(2) 事業の概要

区 分	事 業 内 容	
主要な公共土木施設の修繕	道路事業	尾道大橋外 橋梁補修， 道路照明の LED 一括更新 等
	河川事業	岡ノ下川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	野呂川ダム管理施設 補修・更新 等
	砂防事業	皆賀川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	瀬戸田港中野地区 排水機場修繕 等
	公園事業	びんご運動公園 健康スポーツセンター屋根改修 等
インフラ長寿命化技術活用促進事業	① 維持管理に関する情報の発信 ② 長寿命化技術の活用推進 ③ 県・市町連携のあり方検討	

8 地域整備計画実施方針

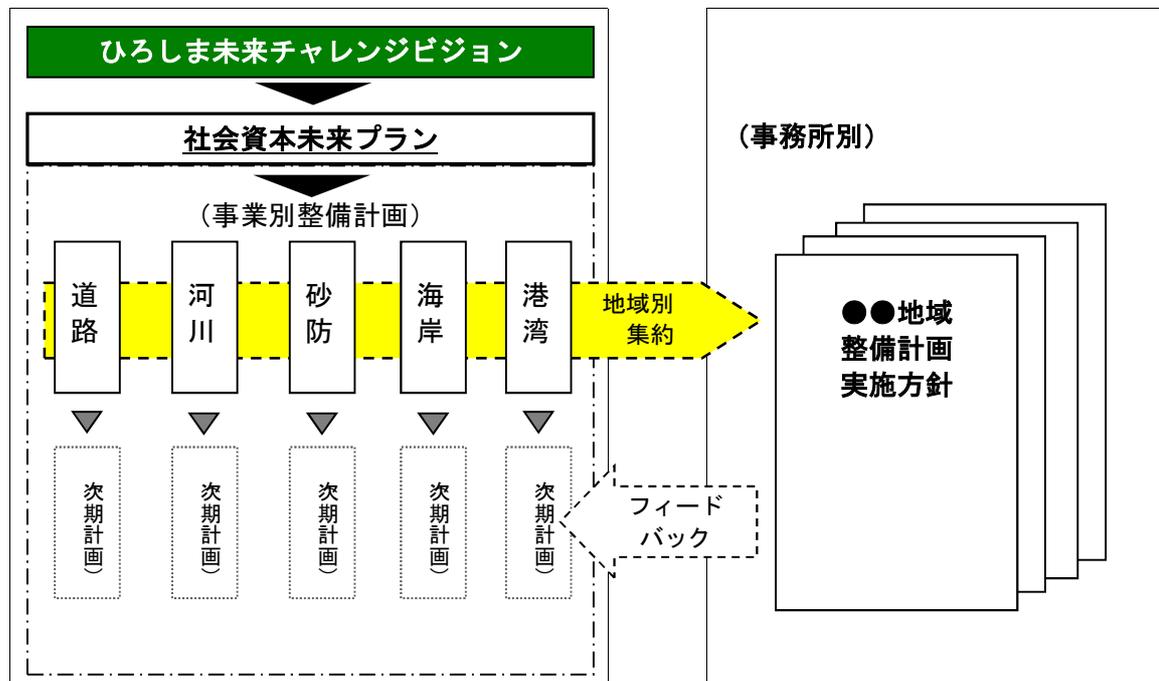
(1) 要 旨

社会資本未来プラン及び事業別整備計画の理解促進を図るため、平成 28 年 3 月に行った社会資本未来プランの改定及び事業別整備計画等の策定を踏まえ、地域単位ごとの内容を集約し、「地域整備計画実施方針」として整理している。

(2) 実施方針のポイント

- ・ 各事業別整備計画の実施箇所を地域別に集約し、「総合計画図」として整理
 - ・ 近年、完成した事業箇所による社会資本ストック効果^{*}を紹介し、整備効果を見える化
- ^{*} 道路や港湾などの整備された社会資本が機能することによって、県民の暮らしや地域経済において中長期にわたり得られる効果

【地域整備計画実施方針の集約・整理イメージ】



9 令和2年度 建設事業執行方針

令和2年4月
土木建築局

(目的)

第1 この方針は、令和2年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

第2 1 平成30年7月豪雨災害による被災地域の一日も早い復旧・復興を目指し、「復旧・復興プラン」に掲げる災害復旧事業や改良復旧事業などに着実に取り組み、公共土木施設の強靱化を推進する。

また、計画期間の最終年度となる「社会資本未来プラン」(平成28年3月改定)については、「社会資本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を着実に推進するとともに、特に防災・減災対策については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、事業の加速化を図り、県土の強靱化を推進する。

2 令和2年度当初予算事業等については、災害復旧事業や災害関連事業の着実な実施に努めるとともに、令和元年度予算の繰越事業についても、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。

3 高度経済成長期に整備したインフラの補修など、「社会資本の適正な維持管理」に資する取組についても重点を置き、計画的かつ戦略的な維持管理に努めるものとする。

4 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号：以下「適正化法」という)及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。

5 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号：以下「品確法」という)及び品確法に基づき定められた基本方針、運用指針に沿って、工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。

6 公共事業の計画段階から維持管理までを通じて、コストに対して最も価値の高いサービスの提供を目指すとともに受発注者の生産性向上に向けた取組を推進する。

7 ICT・IoT技術などのデジタル技術を活用し、社会資本の整備や既存公共土木施設の機能保全及びインフラ利用者の更なる利便性向上に向けた取組を推進する。

(事業の執行)

第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業や、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、各種事務手続きの簡素化、迅速化を図りながら、適正な執行に努めるものとする。また、適正な工期の確保、平準化に配慮するものとする。

2 発注に当たっては、最新の単価を用いて積算を行うとともに、現場条件を踏まえた適切な施工条件を明示すること。

3 発注後、設計図書(仕様書、設計書及び図面)に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他、必要があると認められる場合は、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行うこと。

また、設計変更に当たっては、「工事請負契約に係る設計・契約設計変更ガイドライン(案)」

に基づき適切に行うこと。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。
- ② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては、用地保有量等を踏まえつつ、用地アセスメントを実施し、必要に応じて、用地取得工程管理審議会を開催して、用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また、土地収用法（昭和26年法律第219号）の適用を踏まえたものとし、収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

(適正工期の設定)

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むものとする。

(工事の執行)

- 第6
- 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。
 - 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

(工事監督・検査体制の確保)

第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

(建設副産物対策)

- 第8
- 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
 - 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
 - 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

(建設資材)

- 第9
- 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
 - 2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
 - 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品

質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。

4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入するものとする。

(用地取得事務)

第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」(平成18年3月7日制定)の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

- ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう、用地取得マネジメントのPDCAサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。
- ⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

(工事等の進行管理)

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

(電子調達の推進)

第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

2 事業成果の電子納品については、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

3 事業執行の電子化を推進するため、情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

(測量等事前調査)

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

(建設工事に係る入札・契約制度)

第14 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。

2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、請負対象設計額3億円未満の

災害復旧工事等については、指名競争入札にすることができるものとする。

- 3 入札参加資格要件を設定する場合は、「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
- 4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。
 - ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
 - ② 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、災害復旧工事等を除き、あらかじめ理由書を提出させること。
- 5 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。
- 6 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価落札方式による入札を推進する。
- 7 「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成15年6月1日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により、県内建設業者の合併等の促進を図る。
- 8 大規模工事（請負対象設計金額5億円以上）においては、予定価格事後公表、低入札価格調査制度、入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により、適正な見積り競争の促進を図る。
- 9 平成30年7月豪雨災害工事を円滑に進めるため、不調・不落対策など、これまでに様々な対策を講じており、これらを適切に適用するとともに、次のことに特に留意する。
 - ① 発注に当たっては、近接する複数工事の一括発注による発注件数の抑制に努めること。また、この場合には、「施工箇所が点在する工事の積算」により、適切に積算を行うこと。
 - ② 市町を含め多くの災害復旧工事等が稼働しており、入札の不調・不落の発生が考えられることから、「工事着手日選択型契約方式」の適用について検討すること。
 - ③ 遠隔地からの労働者や資材調達に係る経費について、適切に設計変更を行うこと。
 - ④ 復興係数・復興歩掛の適用対象地域の工事発注当たっては、これらの適用について検討すること。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

第15 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。

（受注者の指導）

第16 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。

- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼働実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。

- ④ 低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（計画的な維持管理）

- 第17 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設毎の「修繕方針」に基づき、アセットマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理を実施する。

（社会保険等未加入対策）

- 第18 1 建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。
- 2 受注者から提出された施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、違約金請求、指名除外、指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。
- ただし、一次下請業者については、特別の事情がある場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

（暴力団等排除及び不正行為対策）

- 第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。
- 2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに、発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。
- 3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」（平成6年8月31日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成15年4月1日制定）によりの確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。
- 4 県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては、「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成25年2月8日制定）によりの確に対応するものとする。

（環境配慮の推進）

- 第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」（平成15年4月1日施行）に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

（引継事務）

- 第21 適正な公物管理の推進を図るため、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成5年4月1日施行）等の規定に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

令和2年7月発行

土木建築行政の概要

作製 広島県土木建築局

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

TEL 082-228-2111 (代表)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp>
